

【17】幼児教育の改善・充実調査研究(新規)

平成20年度概算要求額:283百万円

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成25年度

主管課

初等中等教育局幼児教育課 (課長:田河 慶太)

事業の概要

教育基本法に新たに規定された「幼児期の教育」の振興を図るため、現在、幼児教育を巡る様々な課題に対して、幼稚園における教育課程上の諸課題に対応した実践的な調査研究と、幼稚園における幼児教育支援方策に関する調査研究を教育委員会や学校法人などの教育機関に委託することにより、幼児教育の現場における実践を通じて得られた研究成果を全国各地域に対して広く普及を図るとともに、国として必要な支援策を検討する。

必要性

平成18年12月に改正された教育基本法において「幼児期の教育」がはじめて規定され、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない旨規定されたところである。

このように、近年「幼児期の教育」の重要性が見直されている中、幼児期から「生きる力の基礎」の育成を図るためには、質の高い幼児教育が提供されることが不可欠である。このため、この幼児教育の質の向上に向けて、幼稚園が抱える今日的な諸課題について調査研究を行い、その成果を全国各地域に普及を図るとともに、国として行うべき幼児教育の支援策の検討に活用する必要がある。

(本事業に関する審議会からの提言等)

- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日 閣議決定)
- ・「社会総がかりで教育再生をー第二次報告ー」(平成19年6月1日 教育再生会議決定)
- ・「幼児教育振興アクションプログラム」(平成18年10月4日 文部科学大臣決定)
- ・「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月28日 中央教育審議会答申)

効率性

本事業により、課題別、設置者別、規模別及び地域別の調査研究成果を得ることができ、効率性の観点から妥当である。

(事業のアウトプット)

- ・各幼稚園がそれぞれに抱える今日諸課題について、様々な観点から調査研究成果を得ることができる。
- ・調査研究成果を踏まえ、全国フォーラムの開催及び事例集の作成配布することができる。

(事業のアウトカム)

- ・全国の幼稚園が各課題に取り組む際に参考とすることができる。
- ・幼児教育支援方策検討会議からの意見・提言を踏まえ、必要な幼児教育支援策を検討することができる。

有効性

(施策目標)

施策目標2-1 確かな学力の育成

(得ようとする効果及びその達成見込み)

本事業により、幼児教育に係わる様々な今日的な諸課題に対して、教育現場における実践を通じた調査研究成果を得ることが可能となり、それらの成果を全国の幼児教育関係者に普及することにより、我が国全体の幼児教育の質の向上を図ることができると考える。

公平性、優先性

本事業は、幼児教育に係わる様々な今日的な諸課題に対して、教育現場における実践を通じた調査研究成果を全国各地へ普及することにより、その研究成果を各幼稚園が利用可能である。また、幼児期から「生きる力の基礎」の育成を図るためには、本事業を実施し、その成果を普及することにより、質の高い幼児教育が提供されることが不可欠である。

広報計画

本事業の成果の普及に際しては、全国の幼稚園関係者の参加の下で「全国フォーラム(仮称)」を開催し、それぞれのモデル的な取組事例やその調査研究成果の発表し、また事例集の作成・配布を通じて、各地域における幼児教育に関する今日的な課題への取組みの普及・促進を図る。

備考

- ・ 教育基本法第11条
- ・ 学校教育法第22条、第23条、第24条、第25条

幼児教育の改善・充実調査研究(新規)

教育基本法に新たに規定された「幼児期の教育」の振興を図るため、幼児教育に関する様々な今日的課題について調査研究を行い、その成果を全国に周知するとともに、国として必要な幼児教育の支援策を検討する。

